

令和2年度第6回御船町議会定例会（8月会議） 議事日程

令和2年8月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

5番 田上 英司 君

6番 増田 安至 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第7号 専決処分の報告について

第4 報告第8号 専決処分の報告について

第5 報告第9号 専決処分の報告について

第6 報告第10号 専決処分の報告について

第7 議案第26号 工事請負契約の締結について

第8 議案第27号 工事請負契約の締結について

第9 議案第28号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

第10 陳情第1号 町道の排水路工事および町道曲り部分の拡張に関する陳情書

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯 雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一 幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝久 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。ただ今から、令和2年度第6回御船町議会定例会8月会議を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、田上英司議員、6番、増田安至議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。最初に、7月21日及び7月30日に開かれた議会運営委員会について報告します。委員会では、両日にわたり議会運営に係るタブレット端末導入の件について協議が行われました。協議の結果、全員協議会での意見等を踏ま

えて検討を進めていくこととなりました。また、7月30日の委員会では、令和2年度第6回御船町議会定例会8月会議の会期日程を本日8月13日の1日間と決定したほか、議案の内容確認や各種案件の審議を行いました。

次に、請願・陳情について報告します。今回受理しました陳情第2号、核廃絶平和行政に関する要請については机上配布とし、陳情第3号、町道側溝改良のお願いについては、産業厚生常任委員会に審議が付託されました。なお、請願についてはありませんでした。

次に、議会全員協議会について報告します。8月7日に行われた全員協議会では、執行部から8月会議に提出された議案の説明や各種報告があったほか、各委員会から活動状況の報告がありました。また、議会運営に係るタブレット端末導入の件についても協議を行いました。協議の結果、タブレット導入は必要であるとの意見でまとめ、今年の9月会議において関連予算を計上していただくよう執行部に依頼することとなりました。

次に、議会モニターの交代について報告します。現在の議会モニターが今年8月31日で任期満了となることに伴い、新たにモニターの募集を行ったところ、11人の応募があり、全員に委嘱することとしました。任期は、今年9月から2年間です。議会活性化のため、モニター各位のお力添えをよろしくお願い申し上げます。また、今限りで退任される方々には、これまでの功労に感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き御指導・御鞭撻賜りますようお願いいたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。6月の出納検査は4月16日から2日間行われました。検査結果は議席に配布してあります報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

はじめに、各課から7月に発生した豪雨による被害状況等について報告をいたします。

まず、総務課について報告します。

7月6日夕方から降り続いた雨の影響で、7日の16時55分に避難準備高齢者等避難開始を発令し、自主避難所としてスポーツセンターを開放しました。避難者は2世帯、2名でした。

翌8日の13時50分には、雨も弱まったところから、避難準備高齢者等避難開始を解除し、避難所も閉鎖しました。また、10日の昼過ぎから再び雨脚が強くなり、それ以降も降り続いたため、11日の16時に避難準備高齢者等避難開始を発令し、自主避難所としてスポーツセンターを開放しました。その後、土砂警戒情報が発表されたため、17時15分に避難勧告を発令し、早期避難と警戒を呼び掛けました。避難者は17世帯、19人でした。

翌12日の12時10分には雨もやんだことから、避難勧告を解除し、同日の16時45分には避難準備高齢者等避難開始を解除し、避難所も閉鎖しました。

今回から、大雨情報を防災行政無線により事前に伝達し、早めの避難を呼びかけました。今後もいち早く気象状況を伝達しながら、早めの避難を呼びかけてまいります。

次に、復興課について報告します。

町営住宅単独住宅の一部で法面の崩土、敷地の浸水、床下の溜水などの被害が生じました。早急な復旧を図りましたが、今後の豪雨対策についても検討してまいります。

次に、農業振興課について報告します。

農地災害が38件、農業用施設災害が40件、被害額にして3億580万円の報告があります。これから現地調査を実施し、国の災害査定に向けた事務を進めてまいります。

次に、建設課について報告します。

特に山間部を中心に、町道法面や路肩の崩壊、町管理河川の堤防洗堀崩壊などの被害が生じました。専決処分により崩土除去等の応急処置を実施し、現在、国の災害査定に向けた事務手続きを進めているところです。7月11日においては、午前11時頃から急激に御船川の水位が上昇したことから、滝川樋管及び小坂樋管のゲートを閉鎖し、それぞれ仮設ポンプ6台を稼働し、内水の排水対策を実施しました。滝川樋管の牛ヶ瀬地区においては、一部道路まで冠水したことから、消防団の協力のもとでポンプ排水による内水対策を行いました。幸運にも、午後10時半頃には御船川の水位も下がり、人家等への被害もありませんでした。

次に、県南豪雨災害への支援状況について報告します。

今回の県南豪雨災害で被災された市町村につきましては、熊本地震の際に御船町の復旧・復興に対し中長期的にわたる災害派遣等で多くの支援をいただいた団体であったことから、本町としましてもその恩返しとして熊本県町村会を通じ、支援職員を派遣しているところです。支援業務としては、被災家屋の調査業務や、新型コロナウイルス感染症対策

を講じながらの避難所運營業務、災害ごみ置き場での作業や高齢者在宅者への訪問保健活動、応急修理の受付業務や公費解体業務など、多種多様な職務に従事しております。熊本地震での知識と経験を伝えるとともに、被災時に備えた人材育成の観点から、若手職員を派遣しています。今後も被災地の早期復旧を願い、職員の災害派遣や物資の提供など、最大限の支援を行ってまいります。

続きまして、新型コロナウイルス関連について報告いたします。

利用期限が残り1カ月となりました新型コロナウイルス感染症に対する町独自の取り組みであるこどもスマイルチケットにつきましては、7月31日現在で3,653枚分の請求があり、利用率は53.8%となっています。同じく、町独自の取り組みであるプレミアム商品券発行業務につきましては、御船町商工会が発行した1万7,000冊すべてが完売となりました。商品券は8月31日まで町内登録店舗で使用され、その経済効果は約2億円になると見込んでおります。現在、7月議会で採択されました第2弾のプレミアム商品券発行業務が速やかに実施できるよう、商工会と準備を進めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少している町内の法人及び個人事業者の皆様に対する町独自の給付事業につきましては、現時点で205件の申請がなされています。

また、感染症の拡大防止対策に取り組む町内飲食店への支援金給付事業や、感染症の影響により失業した町民の方々への支援金給付事業につきましても、7月20日から申請の受付を開始し、8月5日に第1回の支払いを行いました。今後、これらの支援策について、影響を受けられているすべての対象者の皆様が申請されるよう、関係団体と連携して周知を図ってまいります。

また、8月4日に新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県のリスクレベルが、レベル4、特別警戒へと引き上げられました。これに伴い、8月5日から公民館等で実施する介護予防教室を当面の間、休止することといたしました。なお、各地域のサロンにつきましても、開催の自粛を町社協より要請しております。

また、小中学校につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、4月と5月を休校としましたことから、授業日数を確保するため、本年度は夏休みを短縮しております。8月5日に1学期の終業式を行い、夏休みは14日間で、8月20日から2学期を開始することとしております。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で、6月2日に延期して開始しました恐竜博物館春の特別展が、7月26日に無事に閉幕しました。55日間の来館者数は、6,966人で、特に週末に多くの来場をいただき、コロナ禍の中、好評のうちに終了することができました。

また、8月8日に県内の高校に通う御船町の生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染したという熊本県の発表を受け、令和2年6月22日付で決定していた御船町所有施設の利用及び御船町主催行事等への対応方針を8月9日から見直しました。今後も本町の方針につきましては、基本的な感染症対策の徹底と、地域経済及び町民の健康的な生活維持との両立を図るため、感染拡大や重症度を勘案し、適宜見直してまいります。

最後に、各課から7月豪雨災害及び新型コロナウイルス関連以外の報告を行います。

まず、総務課について報告します。

8月中旬からエレベーター等の基礎工事及び各階の内部改修工事を行う予定としております。工期は、令和3年1月末までで、工事实施においては来庁者への安全を十分配慮するとともに、低騒音・低振動の適切な工法を採用し、防音壁やシート等の防音措置を行います。また、工事車両の運行につきましては、駐車場に交通指導員を適宜配置し、安全な運行に努めてまいります。工事期間中は、日中の作業になりますので、工事音や東側の階段の利用ができないなど、来庁されます町民の皆様には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、企画財政課について報告します。

平成30年度から嘱託区再編協議を進めてきました上迎町と下迎町が7月31日に書面での設立総会により再編することとなりました。再編後の区の名称は迎町となります。

また、竹バイオマス住民訴訟に基づく山本孝二元町長への損害賠償を求める訴訟で、最高裁判所は山本元町長の上告を棄却し、1審判決が確定しました。町では一貫した主張が認められたことを受けて、今後は法令に基づき債権回収に向けた対応を行っていく方針です。

次に、福祉課について報告します。

社会福祉係において、4月から受け付けております第11回戦没者遺族特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等の御遺族に支給されるものです。5年に1回、申請

受付を行います。戦後75年という節目である今年の申請件数は、8月3日現在で172件となっており、令和5年3月30日までの間、随時、受付を行います。

また、介護保険運営推進会議及び地域包括支援センター運営推進会議を7月7日に開催しました。昨年度の実績や今年度の事業計画について、参加委員から熱心な意見が交わされました。本年度は、3年ごとの介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定の年であることから、前期の各計画の評価や反省を踏まえ、新計画の策定を推進してまいります。

次に、復興課について報告します。

7月31日、西木倉団地において、単独住宅西木倉団地交流会を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、入居者及び地元関係者による自己紹介やゲームなどで交流を図りました。なお、7月末現在の応急仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が8戸、18人、借上型仮設住宅が4戸、8人で、合計12戸の26人となっています。

次に、健康づくり支援課について報告します。

7月2日から13日まで、第2分庁舎において、御船町集団検診を実施し、特定健診及びがん検診等で1,903名の受診がありました。健診結果については、9月29日から保健センター及び山間地域の公民館等において結果説明を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回は郵送での結果配布とします。

なお、健診の結果、生活習慣病の重症化予防対象者や、保健指導の対象となっている方につきましては、感染症対策を徹底した上で個別面談による結果説明を行い、継続的な保健指導を実施してまいります。また、この7月健診を受けなかった方に対しては、11月の健診を案内することとしています。

次に、学校教育課について報告します。

8月3日に令和3年度から使用する中学校教科書の採択協議が開催されました。今後、上益城郡内で統一した中学校教科書の採択が予定されています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

日程第6 報告第10号 専決処分の報告について

日程第7 議案第26号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第27号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第28号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第7号、「専決処分の報告について」から、日程第9、議案第28号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」まで7件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第7号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第7号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第5号）について。

報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第8号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第6号）について。

報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第9号、陣仮設団地隣接家屋の窓ガラス破損おける和解及び損害賠償額の決定について。

報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第10号、工事請負変更契約の締結について。

議案第26号、工事請負契約の締結について。道路メンテナンス事業、町道落合浄光寺線四宮橋下部工工事について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由、請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号、工事請負契約の締結について。御船町立小学校情報通信ネットワーク環境整備工事について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由、請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）。令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,661万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,858万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第7号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（宮川一幸君） 何点かお伺いします。

説明資料の1ページなんですけど、町の農業関係の災害復旧が計上してありますが、松ノ生地区と、あと外3件とかありますが、それはどこの災害があったか報告をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えいたします。

こちらにつきましては、6月、7月の梅雨前線豪雨災害によります松ノ生地区、向山地区の用水路、これは松向水路ですけれども、そちらの設計委託と、南田代1区の農道、こちらは路肩崩壊と水路、これは法面崩壊が発生いたしまして、国の災害査定に向けての設計委託料を計上しております。

以上です。

○3番（宮川一幸君） 先ほど、町長の行政報告の中で、農業振興課の農地の被災件数とか、そういった説明が、農地の被害が38件、農業施設が40件というような形で、被害額が約3億円というような形で説明がありましたが、この38件とか40件についても、現場の地域を教えてくださいませんか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、農地災害につきましては、上野地区で1件、田代地区で6件、木倉地区で2件、

滝尾地区で2件、七滝地区で11件、水越地区で11件の33件となっております。

農業用施設につきましては、上野地区が7件、田代地区が7件、木倉地区が2件、小坂地区が1件、滝尾地区が4件、七滝地区が1件、水越地区が11件、御船地区が1件、それから豊秋地区が1件、陣地区が1件、辺田見地区が2件と、山都町、これはもう松向水路になりますけれども、山都町島木地区で1件の40件、合わせて78件となっております。

以上です。

○3番（宮川一幸君） 結構、町内全域に災害が発生していると思うんですが、これは災害の激甚指定とか、そういったのについては対応になるんでしょうか、お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

8月7日の日に県のほうから国からの通達によるということになりますけれども、激甚災害指定となる見込みの通知があっております。よって、認められれば補助率増高が今後想定されております。

以上です。

○4番（福本 悟君） 1点ほど、お尋ねをします。

熊本地震から丸4年間、こちらの松ノ生向山地区、要は松向水路の被害関係ですけれども、4年間全く作付けができない。この5年ぶりにやっと作付けができたと言いました。私もこの作付けをする前に、課長と一緒に向こうの松向水路関係の通水関係のほうを、歩いて実際行かせていただきました。田植えができて、ほっとしていたところに、今回の豪雨ということで、ちょっと1点お尋ねですけれども、今後のこの稲作について影響がないのか、1点だけお尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、詳細からつきましては、こちらについては松向水路になりますけれども、6月と7月の梅雨前線豪雨によりまして、こちらは松向水路の松ノ生地区、向山地区への水田に送水する用水を、場所は山都町島木地内になりますが、そちらのほうで約50メートル崩落いたしまして、送水できない状況となりまして、収穫までの用水を確保するために、急ぎよ、九州農政局から揚水ポンプ、こちらは動力ですけれども、2台借り受けまして、現在送水を行っております。稲作への影響につきましては、早急な対応ができましたので、今後、収穫まで問題ないと思っております。

以上です。

○9番（福永 啓君） お尋ねいたします。

御専第7号、この予算につきましては、すべて豪雨災害の対策の予算でありまして、緊急性があり、かつ適切な予算であるというふうに認識しております。その中で、歳入部分ですよ。この全員協議会のほうで申し上げましたが、今回の災害対応の、本当に激甚だと私は思うんですが、その災害対応の歳入の中で、歳出すべて1,100万円ですよ。そのうち財政調整基金繰入金が451万円というふうになっております。これは丸々、将来的にも丸々町の持ち出しになるのか、それとも何らかの財政措置がなされる予定なのか。なされるとしたら、どれほど町の丸々の持ち出しに将来的になると思われるのか、そのあたりを御説明ください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この前の全員協議会のほうでは、まだ激甚災害になるかならないか分からないということでお伝えしました。その場合は、激甚災害にならない場合は、町の一般財源は、原則一般財源になるということもお伝えしましたけれど、先ほど農業振興課長からもありましたように、激甚災害になる見込みがあるということで、これは農災も一緒なので、土木も一緒なので、もし激甚災害になれば、さっきも言った補助金の増高あたりが付きます。補助金が今回はありました451万1,000円はあくまでも応急仮設の分と災害査定に分です。この分が激甚災害になりましたら、50%が国の補助金、残りの50%が起債に該当します。残りのこの50%の起債が対象になります。そのうちの95%が交付税措置として返ってきますので、町の持ち出しは5%、451万1,000円の5%が純粋な町の持ち出しという形になります。

以上です。

○9番（福永 啓君） 起債分が丸々返ってくるわけではないかもしれませんが、5%よりもっと少なくなりますよね。1,100万円のうちの半分のうちの95%ですから、全体の5%じゃないですよ。450何万円の5%ですよ。ですから、全体的にはもっとパーセンテージは少なくなると思いますが、激甚災害にぜひ激甚災害に指定させていただければ、それだけ町の財政がちゃんと返ってくる予定があるということですね。はい、分かりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第4、報告第8号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

- 1番（中城峯雄君） 先ほどの福永議員の質疑とも関連すると思いますけども、この場合は全額、町の一般財源である財政調整基金を活用されております。災害復旧には、今ちよつと分かりにくかったですが、今いろいろ県の補助金、国の補助金、県の補助金、それから財政調整基金、ふるさと応援基金も一部、たまにありますよね、災害復旧にありますよね。その他起債だとかありますけども、これはこの財源はどのような基準、判断でやっておられるのか、確保されておられるのかということをお尋ねしたいんですが。

- 企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、災害に関しましては、国庫補助金は66.7%が国庫補助金になります。残りの分は大体補助裏ということで起債対象になるということです。その起債対象以外の分が一般財源あたりを使いますけれど、今回、専決処分を出しています分は、あくまでも応急仮設の分ということで、町道が通られませぬので、その廃土をするとか、そういう形になっていますが、まず基本的には予算を組むときには、まずその財源はほとんどが一般財源から取り崩しで使っています。その後、激甚災害とか、そういうふうに確定した後に財源の組み替えを行うという形にしておりますので、まずは予算的には一般財源を、財政調整基金から財源を充てているということで、決まり次第、組み替えを行うという形にしております。

以上です。

- 議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

日程第5、報告第9号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

- 4番（福本 悟君） 1点ほど、お尋ねをします。

説明資料のほうの4番の事故状況及び対応のところからの質問になりますけれども、この仮設団地敷地内の草刈り中、その隣地には貸家があったということで、要はその安全

対策、一つ間違ふなら失明にも陥る。大変そこを心配しているところですけども、職員がされたのか、それともどこかに請負を出されたのか。それと、どういうその安全対策を指導されていたのか。この安全対策、例えばゴーグルといいますか、目を覆うやつですね。あとは、その石が飛ばないように装置も付けられますので、そういう指導といいますか、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○復興課長（島田誠也君） 福本議員のお尋ねにお答えします。

まず、作業をしていたのは、復興課の職員2名になります。先ほどおっしゃいました安全対策についてですけども、職員2名が作業をする中で、草刈り作業については十分経験のある職員のほうを当てております。慎重に作業をしていたところではありますが、隣家との間には約1メートル10センチほどのブロック塀がございまして、家の近くについてはかなり慎重に作業を進めていたところですが、今回、飛び石によるガラスの破損という形になっておりました。本来であれば、もっと石が飛ばないように防護柵等の設置あたりも必要だったかと思っておるところですが、そういった対策のほうは取っていなかったということで、反省をしているところでございます。

以上です。

○4番（福本 悟君） 今の課長からの答弁、1点は経験している職員を当てたということで、そこは大変納得できるんですけども、現場のほうを見させていただきました。確かに石ころが転がっている状態で、私もその草刈りをしますけれども、あと一つ、防護、目のほうを、こちらのほうはされていたんでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 目を覆うサングラス等の防護の眼鏡あたりは付けていなかったということです。

以上です。

○4番（福本 悟君） 分かりました。

やはり今後の対応が一番大事なところですね。まだまだ多分、職員のほうで公有地の草刈りをされる機会が多いかと思しますので、そのあたりは十分、課長の指示のもと、当たっていただきたいと思えます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

日程第6、報告第10号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） 一応変更内容ということで書いてありますけれども、もう少し詳しい説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 主な変更理由として、2点挙げております。

今回の工事を施工する、隣接するところに辺田見の用水組合が管理される農業用水路が通っておりました。設計の段階から、最初から足場を組んで施工するというので、水利組合のほうにも事前の協議をしまして、用水の中にその足場を組ませてくださいということで、最初の協議をしていたわけなんですけど、再協議の結果、断面を阻害してほしくないというもとの、水路の中に一切足場を設けないということで、敷き鉄板を敷いて、その上に足場を設置したということで、増額ということになっております。

2番目については、既存の擁壁の熊本地震による凹凸がなかなか確認されなかったということで、足場を組んで実際に仕上り面との計測をしたところ、その最終的な張りコンクリートの量が増えたというような理由の2点になっております。

以上です。

○7番（森田優二君） 再検討された日付はいつ頃ですか。

○建設課長（野口壮一君） ちょっと正確な日付はここに持ってきてないんですが、工期が令和元年10月11日からになっておりました。落札後に水利組合との協議をしたということになりますので、工事を着工する前に再協議を行ったということになっております。

ちょっと詳しい日付については、後でちょっと連絡をさせていただきます。

○7番（森田優二君） 今の説明はちょっとおかしいと思うんですよね。発注以前に、要するに水利組合との協議が終わっているはずなんです。その後、すぐまた協議をするというのはおかしいと思います。工程的には、3月31日までですので、大体用水関係は水を使いませんので、当初計画のとおり、管を埋けてする、そっちのほうは全然問題なかったというふうに思うんですけれども、取り掛かりはいつからになっていますか。というよりも、工程表が出ていると思います。その工程表から、当初出ている工程表、それはいつからの工事取り掛かりになっていますか。普通、準備工というのは一月ぐらい見てあって、その後、すぐ大体工事にかかると思うんですけれども、そこらあたりはどういうふうになっておりま

すか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員から指摘があったように、最初にやっぱりこの準備工をされて、1カ月ほどの期間をもって現場のほうに着工していくというような工程表の、業者からの工程表の提出ということになっていると思います。

以上です。

○7番（森田優二君） だから、それはいつになっておりますか。工程表の、要するにいつから工事に入るようになっておりますかということを知っているんですけど。

○建設課長（野口壮一君） ちょっとこの工程表を手元のほうに準備しておりませんので、そこちょっと確認次第、報告をさせていただきます。

○7番（森田優二君） ちょっと現場が、藤川議員の下というか、あそこの石垣でしたので、私も議員とはよく話をしに行くわけですけれども、結局、地元の人を工事をするからということの、そういう文書が出ておりました。それは2月に出ているんですよ。普通は工事が始まったら、すぐ出すと思うんですけども、2月に出ています。それと、工程表の中で、もう2月から何か工事が始まるような、そういうあれになっていたんですよ。ということは、10月は準備期間で、11、12、1、2で3カ月、これが私に言わせれば空白の時間、何で空白の時間ができているのかなど。それがあつたために、要するに工期を、言うなれば3月31日の工期を7月まで延ばさなん理由になったのではないかと思います。そのために、この足場のほうも、もう5月から大体用水が流れますので、そこらあたりで変更になってきたのではないかなということも思ったんですけど、そこらあたりはどうですか。

○建設課長（野口壮一君） 最初に標準適正工期を取れば、令和元年10月11日からの工期で、適正工期を取って令和2年6月5日までの適正工期ということになっておりました。今、指摘のとおり、7月まで再度、工期のほうを延長しております。理由として、あの擁壁への網状鉄筋挿入工の工事ということで、一つはそういう資器材の確保に期間を要したというものがあつまして、また材料であります鉄筋の資材の不足ということで、工期の延長の理由として延ばしているような状況になりました。

以上です。

○7番（森田優二君） 今、資器材とか、要するに鉄筋とか何とかの材料不足というところを言われましたけれども、そういうことはもう事前というか、請負側としては大体調査す

れば分かるとはならず。入札の前にそういったところの質問状を出すようになっているんですけども、そういった質問状は出ているんですか。それは課長はそういうふうに言われるけれども、やっぱり請負側としては、やっぱり今現在、鉄筋が不足しとるとか、いろんなそういう質問状を出して、そして工期ば揉んでいくとなら、もう何も言わないんですよ。でなくて、どうもそこらあたりが、まあ言うなれば6月30日までの適正工期と言われるならば、それは初めから5月ぐらいから用水が通りますので、用水の中に管を入れてするなんか、そういう工事はできないはずですよ。まあ言うなれば、そこらあたりを何も考えなしに設計に出して、そして工事を出しよるとかなという疑問ももう持たんと仕方ないような状況なんですよ。だから、これも専決ですてありますけれども、果たして町長はそこらあたり分かるとして専決処分したのかなという疑問が出ております。町長、そこらあたりはいかがですか。

○町長（藤木正幸君）　今回、専決案として出ささせていただいております。この工期について、現場との話し合いを密にしながら進めてきたわけでありまして、どうしてもやはり支障が出てきたというところで、工期を延ばして専決という形になってまいりました。現場と十分に話し合いを行いながら、今後進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○7番（森田優二君）　これは大体5,000万円ぐらいの工事になっておりますけれども、それぐらいの工事だったら、現場打合せが常にあると思います。地元の人たちのいろんな話を聞くと、現場事務所も建ってない、それからトイレも仮設トイレもない、そういう話を聞いております。ここらあたりも大体、地元配られた説明資料の中には、やっぱり安全面を考えて、交通誘導員も置きますというふうな、そういうあれがあったんですけども、そこらあたりに誘導員はともかく、現場事務所は建っていない、それから仮設のトイレもない、そういったところの経費は私はマイナスで出て当然と思うんですけども、ここはプラスばかりでしょう。そういうところはどういうふうにご考慮をお願いします。

○建設課長（野口壮一君）　今、議員が御指摘になられました、その現場事務所、それからトイレ関係、経費的な面で仮設費ということで、率での経費が見られているというところになります。現場において、そういうその仮設事務所あたりを設置するようなものもありますが、今回の現場においては、最初のほうは設置がされていなかったということで、

今後の工事現場についても、そのへんは担当課として指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（藤川博和君） 説明書のページ、3ページ、理由1の写真の件ですけど、ここに敷き鉄板設置状況と、下の敷き鉄板使用状況、これの鉄板の状況がちょっと違うとですね。これはどういう違いですか。

具体的に言いますと、H鋼があるかないかですね。

○建設課長（野口壮一君） 今回、この敷き鉄板の下にH鋼を敷いて、その上に鉄板を敷設しているというようなところになります。次のページの仮設平面図に、ここにH鋼を記載しております。機材のほうが17本と5本で計22本のH鋼材を敷いて、その上に敷き鉄板を敷設しているというようなところになっております。

以上です。

○11番（藤川博和君） 何でこれを聞いたかといいますと、これは公の写真ですよ。こういう施工管理があつていいのですかねということですよ、管理状況は。

○建設課長（野口壮一君） 最初のほうが、この敷き鉄板の設置状況ということで、状況写真ということで写真が撮られております。管理については、この先ほど言いました、次のページのこのピッチで指定されて、鋼材のほうが使用されて施工がされているというものであります。

以上です。

○11番（藤川博和君） 工事のとき、この鉄板というのは相当重いですよ。まず下地をやってから敷くのが大体普通常識ですね。それと、この写真で見て、交通の整理はいっちょんしてなかと思うとですね、向こうがストップしてないと思う。こういう重機とか、搬入の車を入れた場合、道路を閉鎖して、そういう安全対策するのが普通じゃないですかね。

○建設課長（野口壮一君） 議員御指摘のとおり、現場としては施工しながら、片側の通行もできるようなものでしていかと思います。今回のこの変更理由の中に、主なものを掲載しているわけなんですけど、一応交通誘導員も5日分の誘導員は、今回の設計の中に反映をさせて見ているというような状況になっております。

以上です。

○11番（藤川博和君） もう一つ、水利組合との打ち合わせと言われたですね。これはいつど

この場所で行われて、その打ち合わせの工事記録は取ってありますか。これは設計変更するための打ち合わせでしょう。これは大事なことから、工事記録は必ずなからななと思えますけど、ありますか。

○建設課長（野口壮一君） もちろん今、議員がおっしゃられましたように、当該工事というのは補助事業でありますので、そういう協議録というのは必ず残した上で設計変更をしているというようなものであります。ちょっと具体的な日時等については、ここではちょっと持ち合わせがありませんので、ちょっと今のところ分からないというような状況になっております。

○11番（藤川博和君） 後、9月の一般質問でこういう件を行いたいと思えますので、そのときまで準備をお願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

日程第7、議案第26号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点ほど、お尋ねをします。

資料の中の4番目に、契約金額3,602万7,200円、税込みになりますが、こちらの提案理由を見ると、議会の基本条例、要は予定価格が4,000万円以上。単純に考えますと、これだけで約1割以上ぐらい下がりますので、この予定価格に対する落札価格の比率、落札率についてお尋ねをします。

○建設課長（野口壮一君） 予定価格が4,060万1,000円です。落札率が88.7%ということになっております。

以上です。

○4番（福本 悟君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。情報公開のほうで資料を見させていただきました。6社のほうの指名競争入札で、先ほど言いましたように、予定価格が4,060万1,000円ということで、6社を見ると、相当な開きがあるように思えます。ちょっと一つ心配するのが、この金額で適正な工事のほうができるのかなというところで、心配のほうで質問をさせていただきました。

終わります。

○10番（田上 忍君） 今回の工事で、通行に支障等が出るのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、矢形川の左岸側の下部工ということになります。今回の工事を発注して、まずオアシス側からの大型車両の通行に支障がないように、一部道路拡幅等を行っていきます。そのへんで一部、今の落合浄光寺線の通行が規制されると予測しております。実際のこの下部工になれば、奥のほうの田んぼのほうを借地をしておりますので、そちらのほうから施工しますので、一般の通行には支障を来さないというところで計画をしております。

以上です。

○10番（田上 忍君） 通行に支障が一部出てくるだろうということですが、通行止めのおおよその期間とか、何日ぐらい通行止めになるとか、そういうのがもし分かったら教えてください。

○建設課長（野口壮一君） そのへんは、まずは受注業者との打ち合わせに入って、まだ今の段階でどのくらいというのは、ちょっと見込めないところなんですけど、一応道路拡幅に係る分の通行止めになると思いますので、そう長期的な通行止めにはならないと思います。そのへんは周辺地区の皆様には回覧等で周知を図っていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（中城峯雄君） この工事は、国が提唱しておりますGIGAスクールのタブレット廃止に伴う工事だと思えますけれども、どのような方法でこの指名をして、そして落札率はどれぐらいだったのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 一般的な入札で、すみません、7社か8社、すみません、手持ちにちょっと入札の資料を持ってきておりませんで、7社か8社で入札を行っています。落札率なんですけれども、すみません、私のほうが予算額との比率は持ってきております。予算に対して、およそ63%の落札率で落札されております。

○総務課長（藤野浩之君） 私のほうから答弁させていただきます。

今のは、まず指名関係だと思います。その中で、まず担当課のほうから指名推薦書のほうが出てまいります。それを指名委員会で協議して指名業者を決定するということになります。今回の工事につきましては、町へ指名願を出している業者の中で、電気工事の業者の中で電気通信工事の業種をされる業者で、この通信工事の関係の実績のある業者を7社選定をいたしまして、入札を行ったということになります。

今回の工事につきましては、予定価格が4,944万7,200円、落札額が4,567万3,100円ということで、落札率として92.37%となっております。

以上です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど、専決のところで水利組合との協議日はいつだったかというところで、2月14日の日に協議のほうをしております。それ以降に現場のほうに着手をしているというようなところでもあります。今回御指摘をいただきました諸々について、今度、今後の工事の受注業者のほうに指導をしていきます。

以上です。

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第28号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 1点、お尋ねします。

老婆心ながらのお尋ねなんですけど、これは災害派遣に係る職員の方々の時間外手当とそれと災害派遣に係る燃料費ということで、これは職員の方々が先般の御説明をいただいたんですが、8月1日から10月30日までということで、平日は6名か7名、休みのときは約10名ぐらいが災害派遣に従事されていると。非常にこの暑い最中、本当、御苦労なことだろうと思います。そこで、行かれる職員の方々に、この時間外手当だけじゃなく、万が一の場合の傷害保険とか生命保険とかそういうもの、なぜこういうことを言いたいのかというと、私も過去、前職のときには東京から沖縄まで災害派遣に4年間ずっと行ってまいりました。途中で隊員を亡くしたんですよ、沖縄に行く途中、船の中で。とんでもないことになりました。先般も自衛隊の方がコロナに罹られたですね、帰られてから。どういう被害に遭われるか分からん、懸命に。先ほど、町長の行政報告の中でも御説明いただいたんですが、多種多様な業務に従事されるということですから、現地に行ったら、俺はこれじゃせんばい、これはするて、そういうわけにはいかんと思うんです。そこで、さっきお尋ねしましたように、傷害保険とか生命保険とか独自に、この行かれている期間だけでも、いろいろございますでしょう、スポーツなんかする場合に1日保険とか。期限を限定したようなやつで、心おきなく頑張ってくださいということ、そういうお考え、対応はないでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ただ今、議員御指摘のとおりでありまして、職員の方を派遣をしております。平日に7名、土日、休日は10名ほどということで、8月いっぱいはその体制でいきたいと思っております。また、9月、10月につきましては、若干人数は減らしたところでの派遣とい

うこととなります。それで、今、派遣する職員に対しましては、体調管理であったり、事故防止等については、十分注意をしながら派遣しているというところであります。万が一、職員に事故また病気等あれば、対応するのは当然だと思います。その点につきましては、町の職員共済のほうもありますので、そちらのほうで十分対応は可能かと思っておりますので、現在のところ、特別この派遣職員に対しての補償関係というのは特にはやっておりませんが、現在の制度の中で十分対応できるかと思っております。

以上です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） お尋ねいたします。

この派遣予算、これは緊急性があり、かつ必要な予算であるというふうに認識をしております。先ほどと同じことなんですが、この災害に関する予算であります、これに1,100万円のうち相当部分、2割程度、町の財政調整基金が使われております。これに対しまして、何かこれはやはり激甚災害に対する派遣ですから、何か制度上、後々国から補填いただけるとか、起債対象になり、何かの財政措置があるとか、そのようなことはあるんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、この特別交付税省令に基づきまして、この分の町負担分の8割は特別交付税12月分のルール分であります。その分で8割は交付税措置がされます。しかし、残りの2割に関しましては、これは町の負担分と、一般財源の町の負担分という形になります。ただ、先ほどありましたように、御船町も熊本地震におきまして、町外の市町村からいろいろな応援をいただいております。その恩返しということで、御船町以外のところで今回豪雨が発生しておりますので、大きな被害が発生しましたので、町のほうからも人的支援を恩返しの意味で出しておりますので、その2割分は町が負担していきたいと考えております。

以上です。

○9番（福永 啓君） そうしますと、逆に言えば、これまで応援いただいた市町村、ここもそのルール分以外の2割はその市町村単独で持ち出しをして、ここに来ていらして、手伝っていただいたということになりますよね。大変、分かりました。今後、またお互いに行くときもあるし、来ていただくこともあるでしょう。そのときに、やはり2割分はお互いに負担しながらやっているということのを心にとめながら、こちらも対応していかなければ

ならないというふうに思います。ありがとうございました。

○10番（田上 忍君） 予算説明書のほうで、今回、財政調整基金の繰り入れがあっていますが、この説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、歳出で人的派遣につきまして、歳出が総額で1,661万8,000円に人的支援ということで計上しております。その分の8割は特別地方交付税、その分の残りの20%を財政調整基金から繰り入れております。

以上です。

○1番（中城峯雄君） 全協で、延べ747名の派遣を予定しておりますという御説明がありました。町長の行政報告でも、人材育成のために若手職員を派遣しているということですけども、派遣計画、概略でいいですけど、どのような派遣計画をされておるのか。また、休日等、ちゃんと取れておるのかお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

職員の応援派遣につきましては、県の町村会からの要請に応じて、今行っているところであります。今回は8月1日から10月いっぱいということで派遣を予定しております。その中で、平日ではありますが、8月で36日の7名を予定しております。休日が19日あります。これに10名を予定しております。それと、10月末までで平日で5名の42日、それと休日で5名の19日ということで派遣を計画を立てております。計算しまして、延べ747名の職員を派遣するというので、1人の職員が4回、5回という形で行く職員も出てくるかと思えます。

その中で、今回、時間外の計算につきましては、平日であれば、通常8時半から5時15分は勤務ということにしておりますので、それ以外の移動する時間分を今回、時間外ということで計算しております。朝が大体6時から8時半までの分、それと帰りが5時15分から夜の8時ぐらいまでのところで計算をしております。

休日につきましては、6時から20時までということで、これはもう1日分時間外手当ということで積算をしております。ただ、支援する場所によりましては、この時間がこの通りにはいかないという部分も、朝早くなるときもあります。被災地のほうから今日は7時半まで来てくださいますとか、ちょっと6時までお願いしますとか、そういったこともありますので、この通りにはいかないかと思えます。

実際の実務につきましては、職員にタイムカードを、行くときと帰るとき、必ず打刻をしてもらっておりますので、その中で勤務時間の確定はできるということで、時間外手当につきましてはそういう形で支給を行っていきたいと思っております。

それと、先ほど、田上英司議員のほうから言われたとおり、職員の安全管理、健康管理、また事故防止については、十分配慮しながら支援を行っているというところであります。

以上です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点だけ、確認をさせていただきます。

今、総務課長のほうから時間外の計算方法について説明いただきました。お尋ねしたいのが、帰りの時間外について、こちらはやはり道路状況によっては1時間かかるとか、例えば2時間とか3時間とかあると思いますので、基本的には打刻の時間で時間外を計算されるのかお尋ねをします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでありまして、行くときも当然打刻をしていただきます。それと、帰りもタイムカードを打刻していただくということで、その時間を時間外勤務の計算ということにしたいと思っております。

以上です。

○4番（福本 悟君） 最後の確認です。

時間外は、打刻時間を基本に計算をするということでもいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい。基本的にそうですけども、ただ出発をする時点では、こっちに集合時間を定めておりますので、その集合時間から計算をするという方法になるかと思えます。帰りは、帰った時間、打刻した時間で計算をするということになると思えます。

○2番（井藤はづき君） 1点、お尋ねです。

休日に支援に行かれた方は、別の平日に振替休日があるのか、それともそのまま休日の超過という扱いになるのかお尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） 休日に出勤した職員については、時間外手当ということで支給をやっております。それと、振替休日というのは設けておりませんので、あとは職員の年休取得の状況、計画に取得をしていただくということで今は進めております。

以上です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○町長（藤木正幸君） 行政報告の訂正のほうを行わせていただきたいと思います。

最後のほうに言いました、健診結果についての日付ですけれども、私のほうが9月27日と発言してしまいました。本来は7月29日からということになります。訂正させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 陳情第1号 町道の排水路工事および町道曲り部分の拡張に関する陳情書

○議長（池田浩二君） 日程第10、陳情第1号、「町道の排水路工事および町道曲り部分の拡張に関する陳情書」についてを議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（岩永宏介君） 産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました令和2年度陳情第1号、町道の排水路工事および町道曲り部分の拡張に関する陳情書について、令和2年7月13日午前9時30分より、審議会室において、産業厚生常任委員7名、執行部から野口建設課長、兼田維持管理係長及び木山土木係長が出席し、審議を行いました。

審議に先立ち、陳情者である西木倉地区の高添孝真区長と野口利昭氏に出席いただき、本件の趣旨説明を受けた後、全員で現地を調査しました。

現地において、町道西萩ノ尾線では、町道西木倉中央線との交差点から宗心原方面へ約200メートルまでは急な坂道となっており、排水路も整備されていないため、大雨時には路面を大量の雨水が流れ、通学する児童にとって非常に危険であることを確認しました。

また、町道矢口線においては、全体的に幅員が狭く、カーブも狭隘であるため、通行車両は走行がしにくく、離合も困難である状況を確認しました。

現地調査の後、審議会室において審議を行い、本件について採決を行った結果、全会一致で一部採択にすることと決しました。

なお、一部採択にあたっては、1、町道西萩ノ尾線においては、大雨時に通学する児童等の安全確保及び周辺住家等への被害防止の観点から、執行部で工法を検討し、早急に適切な雨水対策を講ずること。2、町道矢口線のカーブについては、町へ採石の現物支給を要望する等、まずは地権者と区で対応を協議していただくこと。以上2点の意見を付すことと決しました。

本会議においても、委員長の報告どおり、一部採択としていただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

岩永委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「町道の排水路工事および町道曲り部分の拡張に関する陳情書」についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり一部採択と決定されました。

これで、令和2年度第6回御船町議会定例会8月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第6回御船町議会定例会8月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時30分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員